

## 阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和2年5月1日（金曜日）

場所：委員会室

開 会 10時49分 ～ 閉 会 12時12分

### 委員会に付した事件

令和2年5月1日開会令和2年第2回阿武町議会臨時会より付託された案件  
の審議

### 出席委員

委員長	7番	市	原	旭
副委員長	6番	伊	藤	敬久
委員	1番	池	田	倫拓
〃	3番	清	水	教昭
〃	4番	田	中	敏雄
〃	5番	中	野	祥太郎
議長		末	若	憲二

欠席委員 なし

欠 員 1名

**出席説明者**

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席者**      なし

**事務局職員**

議会事務局長	俣	野	有	紀
書            記	矢	次	信	夫

審議の経過（要点記録）

開会 10時49分

○委員長（市原 旭） 冒頭、一言ご挨拶をさせていただきますして特別委員会を始めたいと思います。先般の一般質問でも申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染は世界的な感染となっています。国が緊急事態宣言を発令し、国民に不要不急な外出制限、或いは学校の休校措置などの要請をしております。日本では、海外で見られるような感染爆発は見られないものの、全国の各地で感染が拡大をしております。一方で、経済が停止し生活が困窮してきております。今回の議会は、阿武町として緊急事態にいかに対応するかといった内容を含めた緊急の会議であります。この緊急性を委員各位ご認識をいただき、分かりやすく端的な質問をお願いしつつ、慎重審議を進めていただきたいと思います。何はともあれ、一日も早い終息を祈念し挨拶とさせていただきます。

それでは、着座にて進行を進めさせていただきます。

ただ今より、阿武町行財政改革等特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は6名です。本日、委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第4号までの4件です。審議に入ります前に、町長のご挨拶をお願いいたします。

○町長（花田憲彦） 冒頭、ずいぶん時間をいただいて細々と申し上げましたけども、とにかく、私どもも危機感を持って、今本当にV字回復という話はありませんけども、ただ、そこにV字回復にいくまでの今をつなぐのが大変な方がたくさんいらっしゃる。特に事業者の方々にお話を私も直接聞きましたけども、本当にV字回復という話のそこに行くまでが大変なんだと、そこまでもてるかという話があるわけでありまして、そのところは本当に今必要なところに必要なお金が必要なタイミングでいくように一生懸命努力しているところでございますので、本議会の補正予算の中にもたくさん入っておりますから、都度慎重審議いただいでご可決いただけるようお願いしたいという事です。以上です。

○委員長 続いて議長のご挨拶をお願いします。

○議長（末若憲二） 先ほど本会議で、議案4件程委員会付託させていただきましたが、1から3は専決ですが、4号議案はコロナ対策の色々な経費が入っています。この緊急事態に必要な補正であります。スムーズにこの補正予算が成立しますようぜひよろしくお願いします。

○委員長 それでは、ここで、議事録署名委員を指名したいと思います。5番、中野祥太郎委員、6番、伊藤敬久委員、をお願いします。

○委員長 それでは、審議に入ります。1号議案から3号議案までは、法律の改正、政令の公布に伴う専決処分をされたものというふうに認識をしております。議案第1号の質疑をお受けいたします。この改正は、所有者不明土地等に係わる固定資産税の課税について、現に所有している者及び使用者を所有者とみなし納税義務者とすることができることとする、そして、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し等、また、たばこ税における課税方式の見直しが主な改正の内容であると説明を受けております。それでは質疑をお受けします。はい。清水委員。

○清水教昭委員 説明資料1ページの中で2点質問する。1つは、今、阿武町では独居の高齢者がたくさんおられ、現に所有している者とあるが、登記簿上の所有者が死亡し後継ぎがない場合、どういう手続きになるのか。

○戸籍税務課長 一人暮らしの方が亡くなった時のその後の課税の対応ですが、相続討議かなされた時に、ご親族にお願いし、登記上の所有者に限らず、次の納税義務者を決めていただき、変更届を提出いただきその方の了解を得て納付書を送るようにしております。

○清水教昭委員 分かりました。もう1点、相続すべき方が財産はいらぬからと相続放棄するケースがあると思うが、そういった場合はどうなるか。

○戸籍税務課長 財産放棄された場合は、納税の継承というのが、一般的には相

続財産管理人というのを裁判所が立てられますので、この相続財産管理人と納税について話を進めていくことになります。

○委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認すべきものに決しました。

続きまして、議案第2号の質疑をお受けいたします。今回の主な改正は、基礎課税額に係る課税限度額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げ、並びに、被保険者均等割額の軽減措置の見直しが主な改正の内容であるとの説明がありました。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認すべきものに決しました。

続きまして、議案第3号の質疑をお受けいたします。今回の改正は、消費税増税に伴う、低所得層に対する介護保険料の軽減を行うものであるという事で説明を受けております。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町介護保険条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認すべきものに決しました。

続きまして、議案第4号の審議に入ります。補正予算書の歳出、歳入に分け、先に歳出から参りたいと思います。質疑をお受けいたします。

○副町長 申し遅れましたが、先に、お手元にお配りしている新型コロナウイルス感染症に関する支援制度の概要と一覧表により、これを担当課長の方から説明させていただければと思います。それでは支援制度の概要の冊子の方から見ていただきたいと思います。最初に健康福祉課長から説明させていただきます。

○委員長 それでは、健康福祉課長。

○健康福祉課長

(健康福祉課長、生活支援対策に係る事業について説明する。)

○委員長 それでは、次に、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長

(まちづくり推進課長、緊急経済対策に係る事業について説明する。)

○委員長 それでは、続いて、農林水産課長。

○農林水産課長

(農林水産課長、農林水産業者に係る資金繰り支援策について説明する。)

○委員長 続きまして、戸籍税務課長。

○戸籍税務課長

(戸籍税務課長、納税等に関する対策、税制上の措置について説明する。)

○副町長 後、もう1枚、支援制度一覧というものがありますが、今の説明したものの一覧でありますのでご覧いただければと思います。以上です。

○委員長 ただ今、各課より支援制度の概要について詳しく説明がございました。

これを受けて、質疑をお受けいたします。池田委員。

○池田倫拓委員 予算書11ページ、商工費で、さまざまな対策、町の支援策が上がっているが、これらの事業を事業者等にどのように周知していく予定か。

○まちづくり推進課長 まずは、防災無線で呼びかけをいたしますし、商工業者につきましては商工会を通じてという事でありまして、新聞折込とか、広報紙には当然入れるつもりでありますけど、ホームページ等も含めあらゆる手段を通じて周知を図って参りたいと思います。

○委員長 はい。清水委員。

○清水教昭委員 予算書8ページ、民生費、4目特別定額給付金事業費、これは先ほど制度の概要4ページで説明を受けたが、本当に急ぐ生活困窮者には早く振込がされるようにするための特別な手当をする事を考えているか。

○健康福祉課長 ゴールデンウィーク明けに支払いの処理をする関係で、本当に最短で8日が可能かと考えておりますが、それよりも早くという事も、金額が一律10万円でございますので申請書を持参されすぐに10万円をお渡しするという事は避けたいと考えているところです。受付の際の聞き取りによりその方の実情に合わせて早くお手元にお届けできるようにしたいとは思いますが、ケースバイケースになってしまうのではないかと考えております。公平性の面からどうなのかという問題もあると思っております。

○清水教昭委員 当然、公平・公正でなければいけないという事は熟知している。ただ、ケースバイケースと言われたが、生活困窮者というのは本当に大変で毎日が精一杯であるため、受付の際にその対応の仕方を考えられないか。

○健康福祉課長 丁寧な聞き取りをするしかないと思っておりますので、経済状況を含めよく話を聞いた上で対応せざるを得ないと考えております。

○清水教昭委員 その通りだと思う。町長は常に住民に寄り添うと言っておられる。本当に困っていらっしゃる方に対しては、少しでも早く本人の手元にお金が

届くよう努力をお願いします。

○町長 今おっしゃる事はよく分かりますが、実際問題として、銀行がどうしても動かない中、我々としては説明したように、本来は4市1町のクラウドの中でやっていけば5月末になるのを、何とか早くできないかという事で、4市1町の共同処理によるシステム改修に乗るのを敢えて外れて、独自に職員が自前のデータを改修して、やっと昨日郵便局に申請書を持ち込む事ができました。だから、今日明日中には皆様方の所へ郵便の申請書が届き、3日からは、ゴールデンウィーク中も本庁及び各支所で受付を、特に高齢者が多く、また、本人確認、口座番号確認の資料のコピーが必要ですが、コピー機のない方が多いだろうから、だったらそれぞれ本物を直接役場の方へ来ていただき、役場で受付し、コピーもとります、というところまで踏み込んで対応しているわけで、何とか早くという事は考えていますが、本当に困っている方については、社協の貸付制度もありますので、これを活用してほしいと思っております。職員として、最大限の努力はしたという事はご理解をいただきたいと思ひますし、また、そうは言いながらもできない事はできないと、これもご理解いただきたいと思ひます。

○田中敏雄委員 申請書の見本はないのか。申請書に何が書いてあるのかを見て思いやりがあるのかどうか見極めたい。

○健康福祉課長 様式はありますので、後でコピーをお配りします。

○清水教昭委員 本人確認書類が高齢者にとっては面倒だと思う。今度ガイドする時には、そういう事が書いてあるかどうかであるが、例えば本人確認を運転免許証とするのか、マイナンバーとするのか、または保険証でやるのかによって、結果的に、受付に行き確認資料を忘れて申請ができない事がないように、防災無線等でもしっかりと周知をしてほしい。

○町長 その事は当然申請書の添付書類として書いてありますが、そうは言いながらも皆さん読まずに来られるのが常識だと思っておりますから、無線なりでし

つくく、とにかく何かを持ってきてくださいと周知したいと思います。

○清水教昭委員 もう1点、予算書10ページ、商工費、支援制度の概要では8ページ、事業継続緊急支援給付金というのがある。これも、説明はしていただいたが、当然、もう既に道の駅や中のテナントが23日から休業しておられる。では、そういう人たちが相談する窓口はどこなのか、どういう資料を持って行けば良いのか。

○まちづくり推進課長 事業継続緊急支援給付金につきましては、国が行う持続化給付金、この制度に倣ったものとして、若干国の制度から条件等を緩和しているところです。先ほど言いましたように、国の持続化給付金はホームページオンリーなので、これではとても対応できないと思っておりますので、商工会の方に50万円ほど補助金を出すという形でサポートしていただきたいと考えているところです。そういった中で、一義的には役場まちづくり推進課なり商工会と思っておりますが、更にそれより支所の方が便利が良いという事であれば、書き方見本とか必要書類等は作りますので、そういった事で対応したいと考えております。

○清水教昭委員 分かった。自分のところにも既に相談に来られた方がいる。今説明されたように見本をしっかり作っていただき、進めてほしい。

○まちづくり推進課長 参考ですが、国に倣いますが、前年の確定申告書、当年との比較になりますので、今年の売上高が分かるもの、手書きで構いませんから、それと身分証明書、印鑑等をお持ちいただいたら結構です。

○副町長 これについては、連日無線放送で流しておりますが、よろず相談になります。総合相談窓口を設けておりますし、電話でも対応する事としておりますので、お気軽に役場の方にご連絡いただければと思います。

○委員長 他にありませんか。中野委員。

○中野祥太郎委員 4ページの特別定額給付金で、支払う仕組みとしてはFDとか振込用紙でやるのか、ホームバンキングとかファームバンキングとか、町の方

で金融機関と契約したファームバンキングとかないか。

○健康福祉課長 今回事業主体が町になります。町がご本人の口座に振り込む事になるので、金融機関にデータをFDにより持ち込む予定で、国はインターネットバンキング等を推奨しているところです。

○中野祥太郎委員 早くしようとしたら、ホームバンキングとファームバンキング、要するに電子媒体で直接口座から口座へ振り込む仕組みがあるが、そういう契約はされていないのか。

○健康福祉課長 そういった契約はしていません。

○中野祥太郎委員 ホームバンキング等の契約があれば早くできる。そうするとその日のうちに入る。それができれば一番良いが、そうすると手数料が計上されていないが、手数料は免除になるのか。

○健康福祉課長 申し訳ありませんが、今回計上が漏れておりますけど、1件につき100円の振込手数料がかかると聞いております。

○中野祥太郎委員 それではホームバンキングとは無理。これによると1件あたり700円程度係る事になる。手前味噌で申し訳ない。それともう一つ、これが8月1日頃までになるだろうが、申請されなかった方があった場合に、いずれかの方法で確認を行い、最終的に申請の意思を確認する必要はないか。

○健康福祉課長 今回の申請書の中に、給付金の給付を希望する、希望しないを記載する部分がありチェックをしてもらうようにしてしまして、希望しないにチェックをされた方は除外しますが、無記入の場合は希望するとして扱いをする予定です。また、中野議員が懸念されるのは、申請書そのものを提出するのを忘れて申請されなかった場合だと思いますが、できる限り申請の有無を確認し、未申請の方がないように努めていきたいと思えます。

○町長 正に、前回15,000円を給付した事があったんですが、実際には、いや私はいadakimaseんと意思表示された方もいらっしやった。なぜそれが分かったか

というと、申請されなかったけどどうですかと照会し、私は敢えてもらいませんと断られた方があったんです。ですから、今回も郵便なので届かず返ってくるものもありますけど、そうは言いながらも、返ってこないのがいないというのはちょっと乱暴な話だと思うので、それはやはりフォローをしてあげないと、特に高齢化する中では、当然声かけも必要だと認識しており、そういったフォローが正に小回りのきく行政だと思っているので、フォローはさせたいと思います。

○中野祥太郎委員 それから、概要資料8、9ページの各事業の対象者のところで、がんばる事業所応援事業では、町内で飲食業を営んでいる方として、阿武町に住んでいない方も対象となる一方で、備品等購入費補助金では、町内の事業者とされているが、対象要件は揃えた方が良いのではないかと。

○まちづくり推進課長 8ページ、事業継続緊急支援給付金については、町内にある事業所全てであります。ただし、売上げが50万円以上という事で、事業所があれば良いという事です。がんばる事業所応援補助金につきましては、飲食業であります。具体的にいうとちっぽら食堂でありますとか846であろうかと思いますが、萩の方、或いは萩に登記がありますが、ある意味企業誘致というか町内活性化とか、そういう側面も考えつつ、町内で飲食業を営んでおられればそれに対して継続に向けた支援を差し向けたらという事で対象としたところで、備品購入につきましては、コロナの蔓延を防がないといけませんので、事務所等も含めて飲食業に限らず町内の事業者とさせていただいたところあります。

○中野祥太郎委員 よく分かるが、町内外と町関係なくするとコメントでもしておいた方が対象の有無がよく分かるのではないかと思います。

○田中敏雄委員 事業継続緊急支援給付金の中で、国の緊急事態宣言を受け休業に協力された者（緊急事態宣言の半分以上）とあるが、本来5月6日で終わっていたら、今ここで申請しても該当にならないという事になるがどうか。

○まちづくり推進課長 できるだけ幅広く救いたいという事と、対象を広げたい

という事ですが、緊急事態宣言は正直どういうふうになるか分かりません。かなりの部分、休業されれば月の売上げは減って参りますので、30%減少には99%かかってくると思っておりますが、緊急事態宣言が出て1日だけ休んで後は営業というのはいかがかという事で目安を設けたところです。

○田中敏雄委員 もう一つ、町単独の事業といたら、阿武町からコロナウイルスの感染を出したくないから、色々事業所にも協力してほしいという事で作られたと思う。事業所が100件くらいあると思うが商売をしている家も事業所とみなすのか。

○まちづくり推進課長 商売をされていれば事業所ですし、個人もあり、フリーランスもあります。農家、漁師も全て確定申告をされておられれば、数字の捕捉もできますので、売上げ50万円以上という制限はありますが、そこでどなたでも結構です。

○田中敏雄委員 その50万円という足きりは必要なのか。個人や小規模事業者の場合50万円というのは難しいのではないか。

○町長 今の持続化の方の事業継続緊急支援給付金については、売上げの減少、特に所得補償まではできないので、ただこれは月額ではなく年額売上げで50万円なので、実際にはこれから出る利潤というのは20%とっても10万円であります。通常の一般的なものについては、既に一人あたり10万円措置がされますよね。他にも色々ありますし、これをいたずらに全部下げたら、ちょっとした事業をされている方が全てこれにあたりますよという世界になって、正にどこかでハードルをつけるべきだと。

○田中敏雄委員 そこで、これを周知徹底するのは商工会があるが、今商工会の会員が少なくなって、我々商工会員になっていたからこういう情報を入り、商工会がこうするんだと手続きをしてくれて、こういう事を協力できたというような事が連携していった時に、初めて会員で良かったという事もあると思うが、そう

いうシステムのものが機能して、何か繋がったらどういうふうな形で商工会自体がやっていけると考えておられるか、その辺をある程度充実させてほしい。

○町長 今おっしゃるのは、商工会の機能を活用してそういう方をサポートし、これを契機にやっぱり商工会に入っていたらここまでフォローしてくれたという事も必要なんじゃないかと思えますし、正にその通りかもしれません。で、話を戻すと、年間売上げ50万円以上の方で、商売をされている大方の方々は既に30%以上の影響を受けておられる。ですから、このハードルを10万円以上に下げたとして、極端な話兼業農家の人、米をちょっと出される人、その人は影響を受けないかもしれませんが、主に野菜を作られる方、道の駅に野菜を出されている農家、実はその方が野菜だけで暮らしているのかというところではなくて、年金をもらいながら家庭菜園で、或いは一定の売上げを出すために野菜を出される。今、道の駅に50万円以上の野菜を出している人が30数人おられます。その人たちは当然道の駅がストップしていますからこれに引っかかり対象となります。ただ、実際に個人個人をみると、言い方は悪いけど家庭菜園の延長線上で出す、そうするとハードルを下げたらどこまで下げれば良いのかという問題になります。やっぱりどこかで線を引かないといけない。完全に家庭菜園の所まで出す、でも、これについては10万円の給付金があるじゃないかという事になるわけです。当初は100万円以上で考えていましたが、そうすると町内で対象車が10人程度しかいないので、もう少しハードルを下げて50万円以上としたところで、それ以上というところは、町の単独経費を使って出すのはどうかと思っております。

○田中敏雄委員 分かりました。

○委員長 もうお昼の時間を過ぎてしまい、大変申し訳ありませんが、このまま審議を続けた方が良くと思いますので、審議を続けますのでなるべく簡潔にまとめた質問をお願いしたいと思います。

(「なし」という声あり。)

○委員長 よろしいですか。その他に質問はないようでございます。それでは原案のとおり可決すべき事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号、令和2年度阿武町一般会計補正予算(第1回)は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上を持ちまして、本委員会に付託されました全ての審議を終了いたします。その他何かありますか。はい。教育長。

○教育長 この場をお借りして、新型コロナウイルスによる小中学校の臨時休業と教育委員会の施設等の貸し出し禁止についてお知らせをいたします。町内の小中学校につきましては、5月6日まで臨時休業に入っていますが、昨日、教育委員会会議において、7日以降の対応について協議をいたしました。その結果、ゴールデンウィーク明けに再開をして全児童・生徒が一堂に会してまた授業を始め、活動範囲を広げていくという事は、やはりまだ不安があるという事で、臨時休業を24日まで延長する事にいたしました。これについては、萩市、長門市も同様に、県内でも、岩国市が再開するという事になっておりますが、他の市町については、延長という形になっております。ただ、本町につきましては、状況を見ますと、特に支障はないと思っておりますので、3密を避けて短時間登校させる事は可能ではないかという事で、今、学年ごとに朝2時間登校させ、学習の補完、心身のケア等をしていきたいという事で、学校の方で計画を立てております。阿武小学校については、2学年ずつ出す、阿武中学校については学年ごと、福賀小学校については人数が少ないので全学年、この延長期間に各学年4回登校する計画を立てております。その辺りで保護者、そして子どもたちの不安を解消していきたいと思っております。合わせて、今止めております町民センター、体育センター等の貸し出し業務についても24日まで延長する事にいたしておりますのでご報告申し上げます。以上です。

○委員長 他にありませんでしょうか。はい。副町長。

○副町長 簡単なお知らせですけど、今日は上着とネクタイをしていただいておりますけど、県に倣って今日から9月末までクールビズとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 他はよろしいでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして特別委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

閉会 12時12分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 市 原 旭

阿武町行財政改革等特別委員会委員 中 野 祥 太 郎

阿武町行財政改革等特別委員会委員 伊 藤 敬 久